

豊中市野生鳥獣飼養登録事務取扱要領

(趣旨)

第1条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第19条第1項に基づく鳥獣（以下「飼養鳥獣」という。）に係る飼養の登録（以下「飼養登録」という。）事務の取扱いについては、法、同法施行規則、大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例及び法第4条の規定に基づき大阪府が定める大阪府鳥獣保護管理事業計画（以下「計画」という。）の規定によるもののほか、この要領による。

(飼養登録の手続き)

第2条 野生鳥獣を飼養しようとする者は、飼養登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出する。

- (1) 登録票（様式第2号）
- (2) 飼養しようとする鳥獣（装着登録票（様式第3号）を装着した鳥獣）
- 2 申請にあたっては、氏名及び住所を確認できる公的書類（代理人による申請の場合は申請者及び代理人に係るもの）の提示を求める。
- 3 市長は、適当と認めるときは、登録票及び装着登録票を交付するとともに、鳥獣飼養登録台帳（様式第4号）に記載する。
- 4 装着登録票は、申請者または申請者から依頼された者が担当職員の立ち会いの上で装着する。

(飼養登録の審査基準)

第3条 登録票と装着登録票を装着した当該鳥獣が同一であるときに、更新することができるものとする。

(飼養登録有効期間)

第4条 登録の日から1年とする。なお、登録の有効期間は飼養登録申請（様式第1号）を行うことにより更新することができる。

(飼養鳥獣の亡失等)

第5条 飼養鳥獣を亡失したときは、次に掲げる書類等を添えて飼養登録変更届（様式第6号）を市長に提出する。但し、装着登録票を装着したまま鳥獣を逃がした場合は、亡失届出書（様式第5号）も提出する。

- (1) 登録票
- (2) 装着登録票（装着登録票を装着したまま鳥獣を亡失した場合を除く）

(住所等の変更の届け出)

第6条 登録票の交付を受けた者が、住所又は氏名を変更したときは、2週間以内に新住所地を管轄する市長に住所等変更届書（様式第5号）を提出しなければならない。

- 2 新住所地を管轄する市長は、旧住所地を管轄する市長に、鳥獣飼養登録台帳の送付を依頼する。

(登録票等の再交付等)

第7条 登録票等の交付を受けた者が、これを亡失又は破損したときは、市長に登録票再交付申請書（様式第5号）を提出し、再交付を受けることができる。

(飼養鳥獣の譲渡等)

第8条 飼養鳥獣を譲受け・引受けるときには、飼養登録変更届（様式第6号）に、次に掲げる書類等を添えて、譲受け・引受ける側の住所地を管轄する市長に提出する。

- (1) 登録票
- (2) 飼養している鳥獣（装着登録票（様式第3号）を装着した鳥獣）
- 2 申請にあたっては、譲受人・引受人の氏名及び住所を確認できる公的書類（代理人による申請の場合は申請者及び代理人に係るもの）を提示すること。
- 3 譲受け・引受ける側の住所地を管轄する市長は、譲渡し・引渡しを行う側の住所地を管轄する市長に、鳥獣飼養登録台帳の送付を依頼する。

(登録の取り消し)

第9条 市長は、飼養の登録を受けた者が、法の規定に違反するなど適当でないと認める場合には、登録

を取り消すことができる。

(手数料)

第10条 登録票の交付、更新又は再交付に当たっては、豊中市手数料条例(平成12年豊中市条例第9号)により、当該事務に係る手数料を納付するものとする。

(その他)

第11条 この要領によりがたい場合は、市長と野生鳥獣を飼養する者は協議するものとする。

附 則 この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則 この要領は、平成24年 5月 1日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年 5月29日から施行する

附 則 この要領は、令和 3年 1月 1日から施行する